

第6期地球にやさしい青森県行動プラン

（脱炭素・循環型社会推進行動計画）

2023（令和5）年3月

（2024（令和6）年4月改正）

青 森 県

本計画は、県の事務・事業から生じる温室効果ガス排出量の削減と3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進を目的として、県自らが取り組む省エネルギー対策及びプラスチックごみをはじめとする廃棄物の削減・リサイクルなどについて定めるものです。

第1期計画	2000（平成12）年9月策定
第2期計画	2006（平成18）年3月策定
第3期計画	2011（平成23）年3月策定
第4期計画	2016（平成28）年2月策定
第5期計画	2020（令和2）年10月策定
第6期計画	2023（令和5）年3月策定

目 次

I	計画策定の趣旨	1
II	基本的事項	
1	計画の位置付け	3
2	計画期間	3
3	計画の対象とする事項	4
III	計画の基本方針	5
IV	現状（排出状況）	
1	温室効果ガスに関する状況	6
2	3 R 及び省資源に関する状況	9
V	計画の目標	
1	温室効果ガス削減に関する目標	11
2	3 R 及び省資源の推進に関する目標	13
VI	具体的な取組内容	
1	温室効果ガス削減対策（省エネルギー対策等）	13
2	3 R 及び省資源の推進	18
3	個別事業（公共土木施設の維持管理事業）における省エネルギー、 省資源対策	22
4	県有施設の建築、管理に当たっての配慮	22
5	地球にやさしい公共事業の実施	23
6	イベントにおける環境への配慮	23
7	物品やサービスの調達に当たっての配慮	23
8	職場以外の日常生活における環境への配慮	24
VII	計画の推進と点検・評価・見直し	
1	計画の推進体制	25
2	計画の点検・評価	27
3	計画の決定及び見直し	28
4	職員に対する研修等	29
5	実施状況の公表	29

I 計画策定の趣旨

県では、一事業者、一消費者としての立場から環境に配慮した取組を率先して実践するため、1998（平成 10）年 3 月に「青森県環境保全率先行動計画」（知事部局対象）を策定し、省エネルギーやリサイクル等、環境保全に向けた取組を推進してきました。

2000（平成 12）年 9 月には、対象範囲を県のすべての機関に拡大するとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号、以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく地方公共団体実行計画として位置付けた「地球にやさしい青森県行動プラン」を策定しました。以降、2006（平成 18）年 3 月には、「地球にやさしい青森県行動プラン（第 2 期計画）」、2011（平成 23）年 3 月には、環境関連法令等の順守及び環境汚染の予防に関する取組を加えた「地球にやさしい青森県行動プラン（第 3 期計画）」、2016（平成 28）年 2 月には、重点取組項目として「廃棄物の減量・リサイクル、適正処理の推進」の取組を加えた「地球にやさしい青森県行動プラン（第 4 期計画）」、2020（令和 2）年 10 月には、温室効果ガス排出量削減、3 R^{*}及び省資源の推進を柱とした「第 5 期地球にやさしい青森県行動プラン」（以下「第 5 期計画」という。）を策定し、環境負荷の低減に向けた取組を推進してきました。

2021（令和 3）年 4 月には、県内の産業関係団体、市民団体、行政機関などが連携して地球温暖化対策と 3 R 推進の活動を展開している「もったいない・あおもり県民運動推進会議」において、「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」を採択し、2050（令和 32）年までの脱炭素社会の実現を目指すことを表明しました。また、2021（令和 3）年 10 月には、国の地球温暖化対策計画が改定され 2030（令和 12）年度までの温室効果ガス排出量削減目標（2013（平成 25）年度比）が大幅に引き上げられたこと等を踏まえ、第 5 期計画を見直し、「第 6 期地球にやさしい青森県行動プラン」（以下「本計画」という。）を策定し、新たな削減目標を定め、取り組んでいくものです。

※ 3 R（スリーアール）

リデュース（Reduce：発生抑制＝「ごみ」は出さない）、リユース（Reuse：再使用＝できるだけ繰り返して使う）、リサイクル（Recycle：再生利用＝再び資源として利用する）の 3 つの頭文字「R」を取ったもので、環境配慮のキーワードとして使われています。

地球にやさしい青森県行動プラン

区 分	計 画 期 間
第 1 期計画	2000（平成12）年度～2004（平成16）年度
第 2 期計画	2005（平成17）年度～2009（平成21）年度
第 3 期計画	2010（平成22）年度～2014（平成26）年度
第 4 期計画	2015（平成27）年度～2019（令和元）年度
第 5 期計画	2020（令和 2）年度～2022（令和 4）年度
第 6 期計画	2023（令和 5）年度～2030（令和12）年度

あおもり脱炭素チャレンジ宣言

もったいない・あおもり県民運動推進会議において、2050（令和 32）年までの温室効果ガス排出実質ゼロを目指し、地球温暖化対策の取組強化を図る「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」を採択しました。

宣言では、自ら考え、率先し、一丸となって、さらなるチャレンジに取り組むことを呼びかけており、県としても一事業者として、2050（令和 32）年までの脱炭素社会実現へ向けチャレンジしていきましょう。

あおもり脱炭素チャレンジ宣言

地球温暖化による気候変動の影響が世界中に拡大する中、日本各地でも、記録的な猛暑や集中豪雨による洪水など、これまで経験したことのない大規模な気象災害が頻繁に発生しています。

こうした気候変動の影響から生命と暮らしを守るには、地球温暖化に歯止めをかけ、2050年までに、温室効果ガス排出実質ゼロ、すなわち「脱炭素社会」を実現することが、今、強く求められています。

「ふるさと青森」の自然環境は、その豊かな恵みで私たちを育み、支えています。この環境を将来にしっかりと引き継いでいくため、現代を生きる私たちが、行動を起こす時です。

そしてそれが、県民一人ひとりの豊かな暮らしと、希望にあふれる持続可能な社会をつくる行動として、広がっていくことが必要です。

私たちはこれまで、「もったいない」の意識を持って、省エネルギーやごみの減量、リサイクルなどの地球温暖化対策に取り組んできました。

その私たちが先頭に立ち、新しい未来に向かって、今できる対策を着実に実施していきます。

そして、2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、自ら考え、率先し、一丸となって、さらなるチャレンジに取り組んでいくことを、今、ここに宣言します。

令和3年4月26日

もったいない・あおもり県民運動推進会議

会長 青森県知事 三村 申吾



Ⅱ 基本的事項

1 計画の位置付け

(1) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画(事務事業編)

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項の規定に基づき、策定が義務付けられている、県の事務・事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））として定めた法定計画です。

(2) 青森県の環境マネジメントシステム

本計画は、環境マネジメントシステムとして、①基本方針及び目標を設定し(Plan)、②目標達成に向けた具体的取組を実施し(Do)、③実施状況を点検・評価し(Check)、④その結果を踏まえ計画の内容を見直す(Action)という P D C A サイクルにより、継続的に環境負荷の低減を図っていくものです。

(3) 青森県環境計画に則した行動計画

本計画は、「第 6 次青森県環境計画」（2020（令和 2）年 3 月策定）のめざす姿に則して、県自らが事業者・消費者として取り組むべき環境配慮行動について定めた行動計画です。

(4) 青森県地球温暖化対策推進計画に基づく率先的な行動計画

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項の規定に基づき策定した地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）である「青森県地球温暖化対策推進計画」（2023（令和 5）年 3 月改定）に基づく県の率先行動について定めた行動計画です。

(5) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく地方公共団体の環境物品等の調達方針

本計画では、青森県環境物品等調達方針を別に定め、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく環境物品等の調達の推進を図るための方針とします。

＜本計画の構成＞

地球にやさしい青森県行動プラン
(点検・評価マニュアル)

「青森県環境物品等調達方針」

2 計画期間

2023（令和 5）年度から 2030（令和 12）年度までの 8 年間とします。

※ 国等の動向及び計画の進捗状況等を踏まえ、計画期間内においても、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の対象とする事項

(1) 対象範囲

県のすべての機関におけるすべての事務・事業を対象とします。

《対象とする機関》

知事部局（地域県民局などの出先機関を含む）、公営企業、病院局、議会事務局、教育庁（県立学校などの教育機関を含む）、警察本部（警察署を含む）、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局

※ 選挙管理委員会事務局は市町村課に、海区漁業調整委員会事務局は水産振興課に含む。

※ ただし、温室効果ガスの排出量の算定に当たっては、公共事業、指定管理者制度等による施設管理、その他外部への委託事業を除きます。

なお、指定管理施設等については、本計画に準じた取組を行うよう要請します。

(2) 対象項目

① 温室効果ガス関係

ア 温室効果ガスの排出量

本計画の対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、次の7種類とします。

温室効果ガスの種類	主 な 排 出 源
1 二酸化炭素（CO ₂ ）	燃料（石油、石炭等）の燃焼、電気の使用等
2 メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の腸内発酵、自動車の走行等
3 一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の走行、家畜のふん尿処理等
4 ハイドロフルオロカーボン（HFC）	業務用エアコン及び冷凍冷蔵機器、エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンの使用等
5 パーフルオロカーボン（PFC）	半導体製造等
6 六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	変電設備に封入された電気絶縁ガス等
7 三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチング等

※ ただし、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素については、県の事務・事業との関わりが極めて小さいことから、排出量の算定対象から除きます。

ハイドロフルオロカーボンは、主に業務用エアコン等から発生し、県の事務事業との関わりが極めて小さいことから、第4期計画までは算定対象としていませんでしたが、2015（平成27）年度に施行された「フロン類の使用の合理化及び管理に関する法律」により、2016（平成28）年度から一定量（1,000 t-CO₂）以上のフロン類算定漏えい量（排出量）について、国への報告が義務付けられ、県としてもフロン類の扱いに一層留意する必要性が生じたことから、算定対象に加え、発生抑制に努めます。

イ エネルギーの使用量（電気、重油、灯油、軽油、ガソリンなど）

本計画の対象とするエネルギーは、温室効果ガス排出量算定に必要なエネルギーを対象とします。

なお、本計画で算出する温室効果ガス排出量の約98%を占める二酸化炭素の主な発生源となる、電気、重油、灯油、軽油、都市ガス、L P G、ガソリンについて、削減目標を設定します。

② 3 R 及び省資源関係

本計画の 3 R 及び省資源の対象とする項目は、次のとおりです。

ア 廃棄物の排出量

イ その他資源の使用量（コピー用紙及び水道）

Ⅲ 計画の基本方針

【基本方針】

県は、自らの事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量削減、3 R 及び省資源を推進するため、自らが地域における大規模な事業者であることを認識し、次に掲げる取組を推進します。

- 1 県が行うオフィス活動等によって生じる環境負荷の低減に努めます。
- 2 環境に関連する法令その他の合意事項を順守し、環境汚染の予防に努めます。
- 3 職員の環境に対する意識の向上を図ります。
- 4 本計画の継続的改善を図るとともに、取組結果は、広く県民に公表します。

また、本計画では、複数の課題を総合的に解決していくことが重要であるという S D G s（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れて、S D G s の 17 のゴールのうち、10 の目標達成にも貢献していきます。

コラム

S D G s（持続可能な開発目標）の視点

2015（平成 27）年 9 月に開催された国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、S D G s（持続可能な開発目標）が掲げられました。

S D G s は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

S D G s は環境問題等のひとつのゴールのみならず、経済、社会など、包括的な地域課題の解決にも貢献するという考え方です。

例）温室効果ガス削減

- 7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに、13：気候変動に具体的な対策を など
3 R 及び省資源の推進
→ 12：つくる責任つかう責任、14：海の豊かさを守ろう など



Ⅳ 現状（排出及び使用状況）

1 温室効果ガスに関する状況

（１）温室効果ガスの排出状況

第５期計画では、2024（令和６）年度までに2019（令和元）年度比で５％削減を目標とし、2021（令和３）年度の温室効果ガス総排出量は、2019（令和元）年度（第５期計画基準年度）比で6.7％の削減となっています。

温室効果ガスの排出量については、主な原因となる二酸化炭素の排出量削減に向けて電気、重油、灯油等の使用量削減に努めています。

※温室効果ガス排出量の算定について

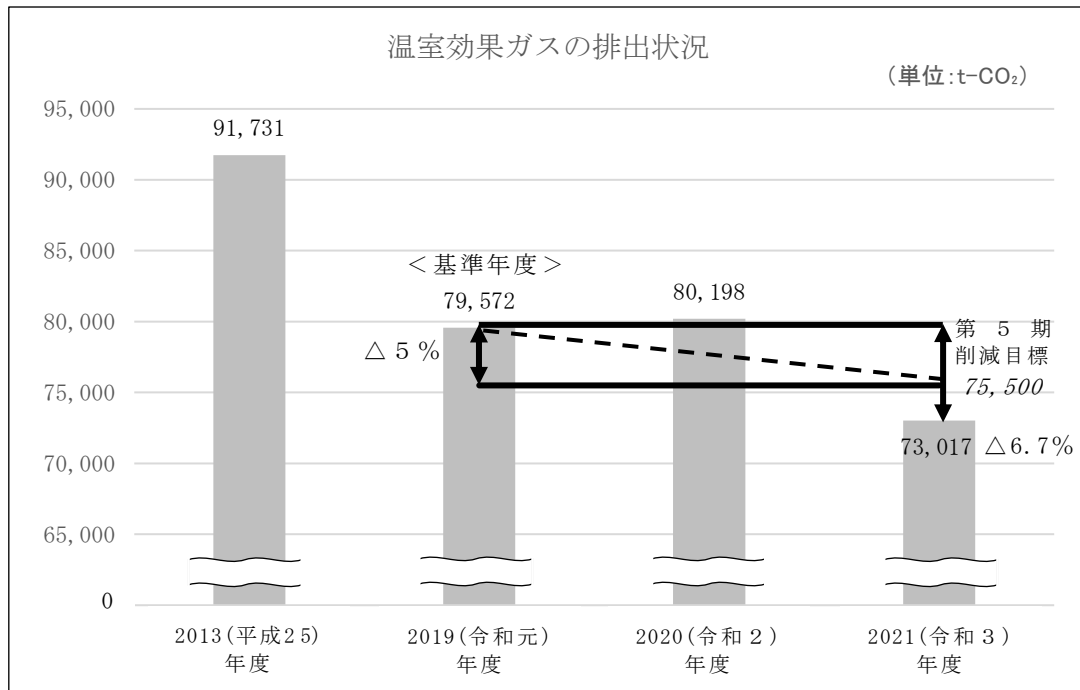
国の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」において、最新の排出係数での算定・公表が原則とされていることから、同マニュアルに基づき算出しています。

＜温室効果ガスの排出状況＞

（単位：t-CO₂）

温室効果ガスの種類	2013(H25)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
1 二酸化炭素	90,898	79,012	79,359	73,017
2 メタン	406	343	315	296
3 一酸化二窒素	427	216	198	184
4 ハイドロフルオロカーボン	—	—	325	709
温室効果ガス排出量合計	91,731	79,572	80,198	74,206
基準年度比（％）	—	—	0.8	△6.7
（参考）2013(平成25)年度比（％）	—	△13.3	△12.6	△19.1

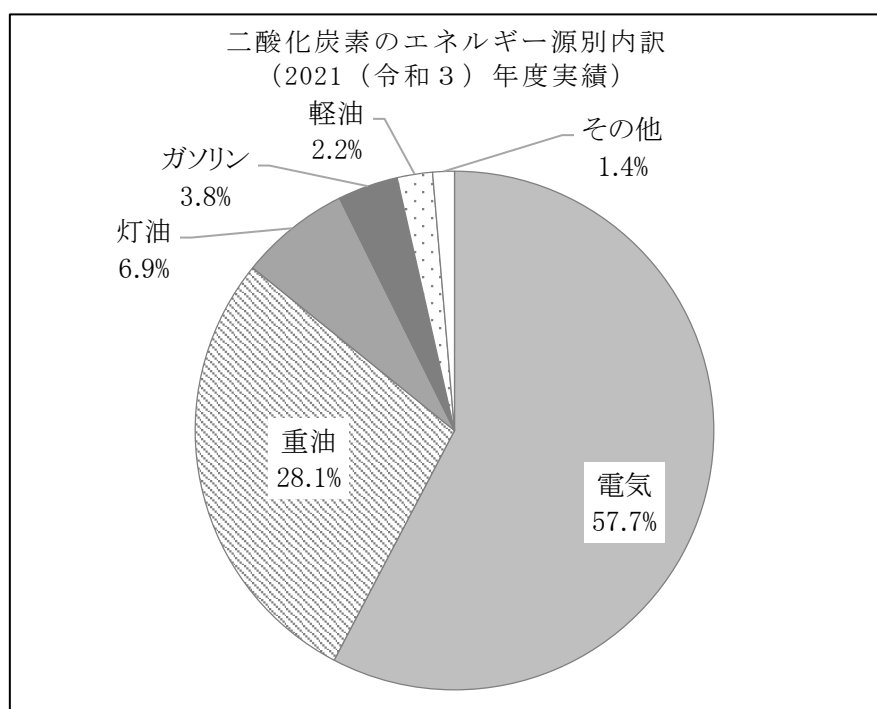
※ 各項目数値の合計と「合計」欄の数値とは、端数があるため必ずしも一致しません。



＜温室効果ガス排出量の種類別排出量＞

温室効果ガスの種類別の排出量を見ると、全体の約 98%が二酸化炭素で占められています。

さらに、この二酸化炭素排出量のエネルギー源別内訳（発生源別内訳）を見ると、電気（57.7%：照明等の使用）と重油（28.1%：冷暖房等の使用）の割合が特に多く、この2つで全体の約 86%を占めていることから、これらの使用抑制に向けた取組が重要です。



(2) エネルギーの使用状況

第5期計画では、各エネルギー使用量を、2024（令和6）年度までに2019（令和元）年度比で5%削減を目標としましたが、2021（令和3）年度のエネルギー使用量は、2019（令和元）年度（第5期計画基準年度）比で電気6.1%増、重油15.4%減、灯油10.0%減、軽油2.9%増、ガソリン8.9%減となっています。

電気、重油及び灯油については、節電や冷暖房の適正な使用等により、軽油及びガソリンについては、公用車の更新による燃費向上や、エコドライブの推進等により削減に努めています。

	2013(H25)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
①電気 (kWh)	86,143,228	83,427,337	83,870,294	88,489,129
基準年度比 (%)	—	—	0.4	6.1
(参考)2013(平成25)年度比 (%)	—	△3.2	△2.6	2.7

	2013(H25)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
②重油 (L)	9,708,831	8,955,420	9,118,589	7,574,736
基準年度比 (%)	—	—	1.5	△15.4
(参考)2013(平成25)年度比 (%)	—	△7.8	△6.1	△22.0

	2013(H25)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
③灯油 (L)	2,561,989	2,246,112	2,331,191	2,020,744
基準年度比 (%)	—	—	△2.9	△10.0
(参考)2013(平成25)年度比 (%)	—	△12.3	△9.0	△21.1

	2013(H25)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
④都市ガス (m³)	66,506	96,185	99,356	100,883
(参考)2013(平成25)年度比 (%)	—	△12.3	△9.0	51.7

	2013(H25)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
⑤LPG (m³)	121,991	87,671	87,879	88,121
(参考)2013(平成25)年度比 (%)	—	△28.1	△28.0	△27.8

	2013(H25)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
⑥軽油 (L)	721,645	605,546	590,316	623,343
基準年度比 (%)	—	—	△2.3	2.9
(参考)2013(平成25)年度比 (%)	—	△16.1	△18.2	△13.6

	2013(H25)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
⑦ガソリン (L)	1,572,551	1,298,416	1,182,894	1,182,659
基準年度比 (%)	—	—	△14.5	△8.9
(参考)2013(平成25)年度比 (%)	—	△17.4	△24.8	△24.8

	2013(H25)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
⑧ジェット燃料 (L)	206,663	223,703	229,071	201,983
(参考)2013(平成25)年度比 (%)	—	8.2	10.8	△2.3

2 3 R 及び省資源に関する状況

(1) 廃棄物の排出状況

第5期計画では、2024（令和6）年度までに2019（令和元）年度比で10%削減を目標としましたが、2021（令和3）年度の廃棄物排出量は、2019（令和元）年度（第5期計画基準年度）比で8.8%減となっています。

廃棄物の排出については、各庁舎管理所属における「ごみ分別手順書」の作成による古紙類の分別の徹底や廃棄物の適正処理等により削減に努めています。

< 廃棄物排出量 >

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
廃棄物排出量 (kg)	2,771,147	2,693,558	2,527,284
基準年度比 (%)	—	△2.8	△8.8

コラム

産業廃棄物と一般廃棄物の分別 ～混ぜればごみ、分ければ資源～

県の事務・事業から排出される廃棄物は「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に区分されます。

図1 産業廃棄物と一般廃棄物の区別

・家庭から出る下記のごみは一般廃棄物ですが、県の事務・事業から生じる場合は産業廃棄物となります。

ガラス陶磁器類



金属類



プラスチック類



図2 分別の徹底

・分別を徹底することで、産業廃棄物が一般廃棄物に混在するのを防ぎましょう。



- ①紙(一般廃棄物)※リサイクル可
- ②PPバンド(産業廃棄物)
- ③クリップ(産業廃棄物)

なお、プラスチックについては、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の区分が分かりにくいので留意してください。

例) 産業廃棄物：ファイル、筆記用具、定規等のプラスチック部分、ヘルメット、長靴等（本庁舎の場合：各課等で分別・回収し北棟1階の回収ボックスへ）

事業系一般廃棄物：職員が個人的に飲食した弁当の容器、ペットボトルのラベル、お菓子の包装等（本庁舎の場合：給湯室のプラスチックごみ箱へ）

(2) その他資源の使用状況

その他資源の使用量については、2024（令和6）年度までに2019（令和元）年度比でコピー用紙使用量5%削減、水道使用量10%削減を目標としましたが、2021（令和3）年度のコピー用紙使用量は2019（令和元）年度（第5期計画基準年度）比で9.5%減、同じく水道使用量は8.9%減となっています。

コピー用紙使用量についてはペーパーレス化の推進等、水道使用量については節水機器の導入等により削減に努めています。

① コピー用紙使用量

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
コピー用紙（千枚）	186,190	176,044	168,470
基準年度比（%）	—	△5.4	△9.5

② 水道使用量

	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
水道（m ³ ）	570,865	528,494	520,189
基準年度比（%）	—	△7.4	△8.9

コラム

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることなどを背景に、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じることを目的した、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号、以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が令和4年4月1日に施行されました。

プラスチック資源循環促進法では、プラスチック使用製品産業廃棄物等（以下「プラ廃棄物」という。）を排出する事業者は、主務大臣の判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められています。

県も一排出事業者であり、その責務としてプラ廃棄物の発生抑制・再資源化等に努めましょう。

（参考）○プラスチック資源循環特設サイト（<https://plastic-circulation.env.go.jp/>）



○「プラスチック・スマート」キャンペーン
（<http://plastics-smart.env.go.jp/>）



V 計画の目標

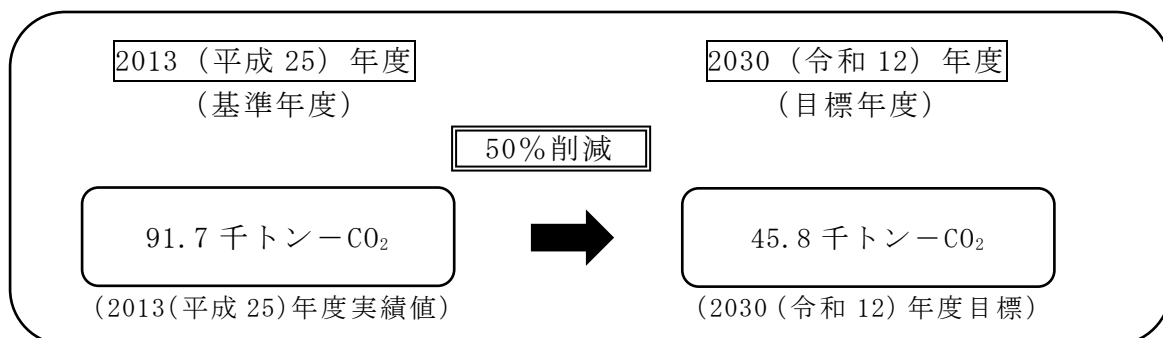
温室効果ガス削減に関する目標については、具体的な取組による 2030（令和 12）年度のエネルギー想定使用量を元に温室効果ガス排出量を試算し、設定します。

また、3 R 及び省資源推進に関する目標については、第 5 期計画の実績を踏まえて、設定します。

1 温室効果ガス削減に関する目標

（１）総排出量の削減目標

県の事務・事業から排出される温室効果ガスの総排出量を、2030（令和12）年度までに、2013（平成25）年度を基準として 50%削減します。



※ 国等の動向及び計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて目標値を見直します。

（２）エネルギー使用量の削減目標

各エネルギーの使用量を、2030（令和12）年度までに、2021（令和 3）年度を基準として、それぞれ以下のとおり削減します。

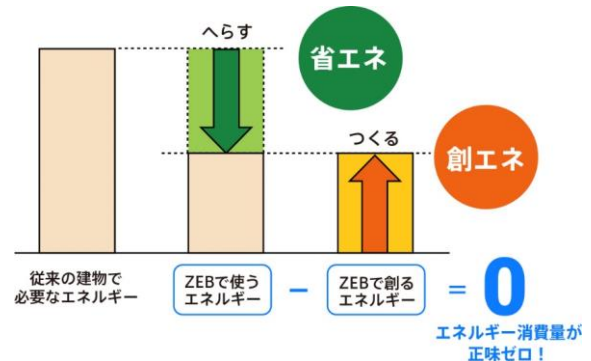
	削減目標	主な具体的取組
電気	△16.3%	県有施設 Z E B※化推進、L E D 照明導入推進、省エネ推進、太陽光発電設備設置推進、再生可能エネルギー電力調達推進
重油	△23.3%	県有施設 Z E B 化推進、省エネ推進
灯油	△14.8%	県有施設 Z E B 化推進、省エネ推進
都市ガス	△12.3%	県有施設 Z E B 化推進、省エネ推進
L P G	△18.7%	県有施設 Z E B 化推進、省エネ推進
軽油	△6.9%	エコドライブ推進、船舶運航改善
ガソリン	△13.5%	公用車の電動車化、エコドライブ推進
ジェット燃料	±0%	—

※ Z E B（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入（創エネ）により、エネルギー消費量を更に削減した建築物です。その削減量に応じて、①ZEB（省エネ＋創エネにより 100%以上削減）、②Nearly ZEB（省エネ＋創エネにより 75%以上 100%未満削減）、③ZEB Ready（省エネにより 50%以上削減）と定義しています。そのほか、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号、以下「建築物省エネ法」という。）に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義しています。詳細は次ページのコラム参照。

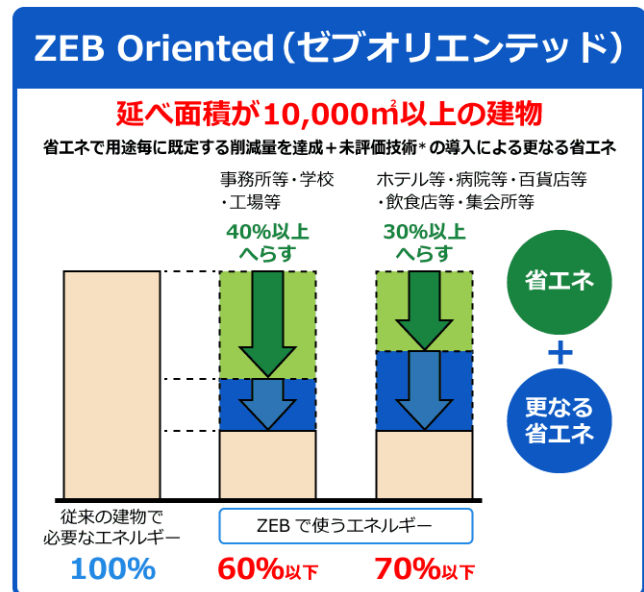
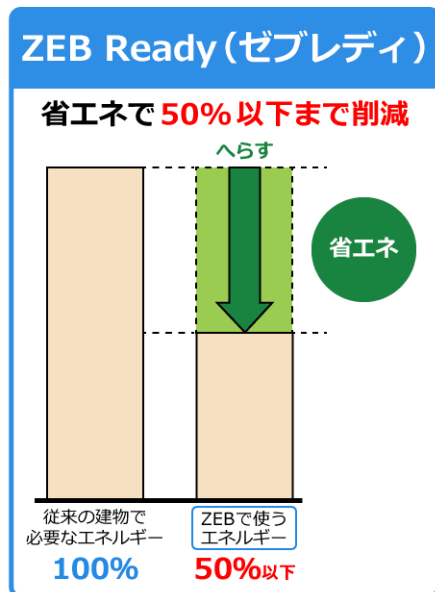
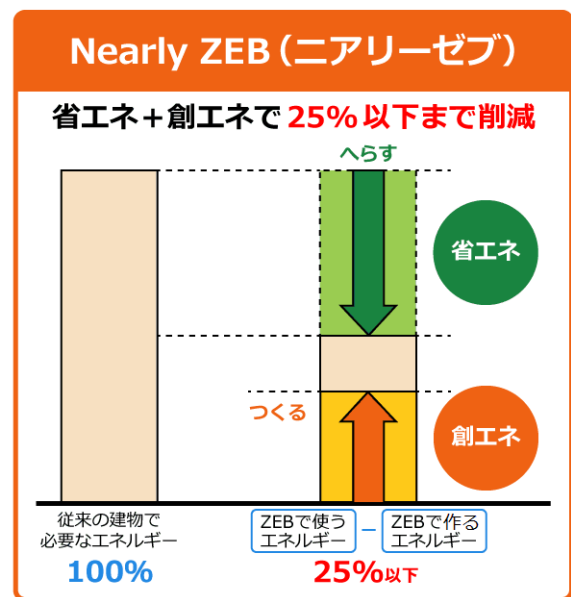
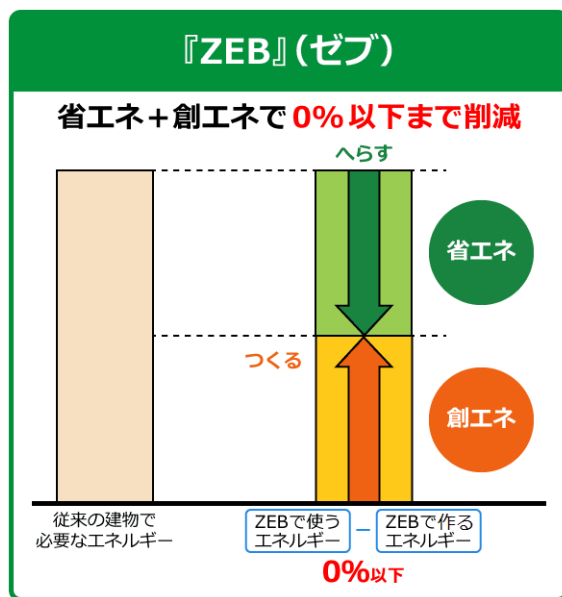
ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）

Net Zero Energy Building
（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）
の略称で、「ゼブ」と呼びます。

快適な室内環境を実現しながら、
建物で消費する年間の一次エネルギーの
収支をゼロにすることを目指した建物の
ことです。



ゼロエネルギーの達成状況に応じて、4段階のZEBシリーズが定義されています。



※建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラム（WEBPRO）において現時点で評価されていない技術

（参考）環境省特設サイトZEB PORTAL（<https://www.env.go.jp/earth/zeb/index.html>）

2 3 R 及び省資源推進に関する目標

(1) 廃棄物排出量の削減目標

県の事務・事業等から排出される廃棄物の排出量を、2030（令和 12）年度までに、2021（令和 3）年度を基準として 10%削減します。

(2) その他資源使用量の削減目標

その他資源の使用量を、2030（令和 12）年度までに、2021（令和 3）年度を基準として、それぞれ 10%削減します。

VI 具体的な取組内容

目標達成に向けて、省エネルギー、廃棄物の排出削減・リサイクル、省資源などの環境に配慮した取組を推進します。

なお、「地球温暖化対策計画」（2021（令和 3）年 10 月 22 日閣議決定、以下「国計画」）において、地方公共団体は国計画に即して、自らの事務及び事業に関し、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し実施することとされています。具体的な取組としては、「国の政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画、2021（令和 3）年 10 月 22 日閣議決定）に基づき、国が実施する取組に準じて、率先的な取組を実施することとされているため、太陽光発電設備の導入、新築建築物の Z E B 化、電動車の導入、L E D 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達については、重点的に取り組むこととします。

1 温室効果ガス削減対策（省エネルギー対策等）

県の事務・事業から排出される二酸化炭素排出量の約 86%（2021（令和 3）年度実績による）は、電気と重油の使用に伴うものです。このため、照明点灯時間の削減、適切な空調管理等に徹底して取り組みます。

また、県有施設の新築、改築、改修時には Z E B 化や省エネ性能の向上に努めます。

(1) 照明、空調等のエネルギー使用量の抑制

各個人での取組

照明点灯時間の短縮

- ・こまめな消灯に努める。（会議室、倉庫、給湯室、トイレ等を利用した後は忘れず消灯する。）
- ・時間外勤務時は、退庁者の座席部分など不必要な照明を消灯する。
- ・毎週水曜日は、定時退庁を徹底し、夜間残業に伴う消費電力を削減する。

各種省エネ対策

- ・エレベーターの利用はできるだけ控え、階段を利用する。
- ・手動ドアがある場合は、自動ドアの利用をできるだけ控える。
- ・季節や室内温度・湿度に適合した衣服を着用する。

所属単位での取組
照明点灯時間の短縮 ・休憩時間は、業務に支障がない限り全消灯する。 ・時間外勤務時は、不必要な照明を消灯する。 ・日中の窓際の照明は、業務に支障がない限り消灯する。 環境に配慮した空調管理 ・冷房の場合は室温 28℃を、暖房の場合は室温 19℃を目安に設定する（個別に設定する部署）。 ・冷暖房時には、ブラインドやカーテンの利用等により効率向上を図る。 ・冷暖房時には、吹出口周辺に物を置かない。
庁舎管理所管所属での取組
環境に配慮した設備運転 ・冷房の場合は室温 28℃を、暖房の場合は室温 19℃を目安に設定する。 ・設備の稼働時間は、必要最小限とする。 ・利用実態等に合わせてエレベーターの間引き運転を行う。 ・利用形態に即した設備機器の調整、運転プログラムの確認等を行う。 環境に配慮した照明管理 ・庁舎等の新築、改築、改修時には、LED照明を標準設置するとともに、既存の庁舎等においても、器具の更新に当たっては、計画的にLED照明へ切り替え、2030（令和 12）年度までに導入割合を 100%とすることを目指す。 ・利用形態に合わせて人感センサーを導入するなど、効率的に照明を管理する。 ・定期的に器具の清掃を実施する。 ・階段や廊下等では、可能な範囲で間引き照明を行う。 県有施設のZEB化・省エネ改修、再生可能エネルギーの有効利用等 ・今後建築を予定する新築事業については、原則ZEB Oriented相当以上とし、2030（令和 12）年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す。 ・増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超えるZEB等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たすものとする。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修に併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

- ・設置可能な県保有の建築物（敷地を含む）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。太陽光発電設備の設置検討に当たっては、毎年度の電気料金の支出状況や中長期的な見通し、設置による財政的な効果等を踏まえながら、積極的に検討を行う。なお、太陽光発電設備は設置する建築物及び土地に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物及び土地の本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮する。

E S C O事業の推進

- ・E S C O事業※の導入を検討し、各庁舎における省エネルギー化を図る。

※ E S C O事業（Energy Service Company）とは、施設の省エネルギーに関する包括的なサービス（技術提案、改修指導、効果の検証、保守管理等）を提供する事業。省エネルギーで実現する経費節減分で、省エネルギー投資を賄う。

（２）ＯＡ機器・電気製品のエネルギー使用量の抑制

各個人での取組

パソコン等ＯＡ機器の省エネ対策

- ・省エネモードを設定する。
- ・個人用のパソコンは、原則として 30 分間以上使用しない場合には、電源を切る。
- ・昼休みには、原則としてパソコン・プリンター等の電源を切ることとし、ノートパソコンは蓋を閉じる（業務上使用が必要な場合を除く。）。
- ・帰宅時には、パソコンのＡＣアダプタをコンセントから抜く。

所属単位での取組

共用ＯＡ機器の省エネ対策

- ・共用ＯＡ機器（プリンター等）を 60 分間以上使用しない場合には、電源を切る。
- ・ＬＡＮの活用によりプリンターなど周辺機器の共有化を推進する。
- ・最終退庁者は、共用ＯＡ機器の電源が切れていることを確認する。

その他電気製品の省エネ対策

- ・テレビ、レコーダー等は、必要最小限の利用とし、利用時以外は主電源を切る。
- ・コーヒーマーカーは、使用しない。
- ・電気ポットは、使用しない（給湯設備がない庁舎等を除く。）。
- ・その他、業務目的以外の電気製品は、使用しない。

(3) 公用車等のエネルギー使用量の抑制

各個人での取組
エコドライブの推進 ①ふんわりアクセル ②加減速の少ない運転 ③早めのアクセルオフ ④エアコンの使用は控えめに ⑤アイドリングストップ ⑥渋滞を避け余裕を持って出発 ⑦タイヤの空気圧をこまめにチェック ⑧不必要な荷物は積まずに走行 等 に留意して運転する。 その他 ・可能な範囲で、通勤手段を公共交通機関や自転車等にする。 ・Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、公用車利用の抑制・効率化に努める。

所属単位での取組
公用車の効率的利用等 ・出張計画を管理することにより、同一目的地への公用車の相乗りを推進する。 ・私用車の利用はできるだけ控え、可能な場合は公共交通機関を利用する。 ・公用車の新規導入・更新の際は、代替可能な電動車※がない場合等を除き、全て電動車とし、2030（令和12）年度までに電動車の保有割合を約2倍に増やすことを目指す。 ・船舶を保有する所属においては、船舶の運航効率の改善に努める。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

コラム

スマートムーブ

「移動」を「エコ」に。

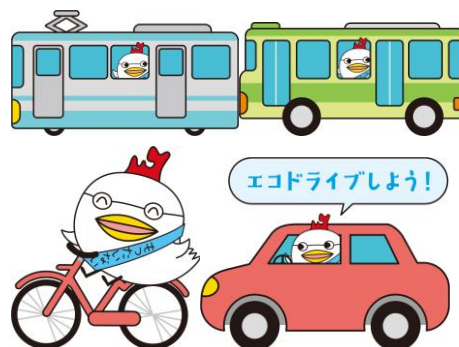
smart
move

本県における二酸化炭素排出量は、運輸部門が約20%を占め、そのうち自動車からの排出量が89%となっています。

スマートムーブは、電車やバスなどの公共交通機関の利用や自転車や徒歩での移動により、マイカー利用からの転換を図るとともに、ふんわりアクセルやアイドリングストップなどの「エコドライブ」を推奨することにより、二酸化炭素排出量の削減を目指そうという全国的な取組です。

県では、スマートムーブを推進するため、県内の事業者等を対象とした「スマートムーブ出張講座」の開催や10月を「スマートムーブ通勤月間」に設定し、県職員や県内の事業者の皆様に「環境に優しい通勤」の実施を呼びかけています。

職員の皆さんも、地球にやさしく、健康にもお財布にもやさしいスマートムーブに取り組んでみませんか？



(4) 再生可能エネルギー電力調達の推進

庁舎管理所管所属での取組

- ・ 電力調達に際しては、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号、以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

コラム

環境配慮契約法基本方針における 電気の供給を受ける契約に関する基本事項

環境配慮契約法に基づく基本方針において、電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとされています。

国の環境配慮契約法基本方針を参考に、電力における環境配慮契約に努めましょう。

○ 環境省ホームページ「グリーン契約（環境配慮契約）について」

<https://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

（参考）本庁舎で使用する電気の供給に関する一般競争入札結果（二酸化炭素排出係数）

2021（令和 3）年度：東北電力株式会社（0.476 kg-CO₂/kWh）

→2022（令和 4）年度：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（0.344kg-CO₂/kWh）

2 3 R 及び省資源の推進

3 R 及び省資源の推進は、資源の有効利用だけでなく、廃棄物として処理する際のエネルギー使用量の削減にもつながります。

また、本県では、1 人 1 日当たりごみ排出量及びリサイクル率が、全国下位に低迷していること、世界規模では、プラスチックごみの海洋への流出による環境汚染が喫緊の課題となっていることを踏まえ、第 6 次青森県環境計画では、「プラスチックごみの発生抑制」及び「紙類のリサイクル」について、重点的に取り組むこととしていることから、本計画においてもこれらに着眼した取組を進めます。

なお、やむを得ず廃棄物として処分する場合は、廃棄物処理法等に基づき適正処理することで、環境負荷の低減を図ります。

(1) プラスチックごみの発生抑制とリサイクルの推進

各個人での取組

- ・エコバッグを常備し、レジ袋をもらわない。
- ・マイボトルを持参する。
- ・買い物のときに、プラスチック製のスプーンなどをもらわない。
- ・弁当容器など汚れのあるプラスチックは、きれいに洗浄してから分別する。

所属での取組

- ・物品等の調達に当たっては、プラスチック素材が使用されていないものを優先して選ぶようにする。
- ・会議等において、マイボトル持参の推奨を検討する等、できるだけペットボトル飲料を提供しない。
- ・イベント等において、プラスチック製のストローなどの提供を控えるほか、リユース食器の利用を検討する。

庁舎管理所管所属での取組

- ・プラスチックごみの分別について、わかりやすく掲示し、正しい分別とリサイクルを促す。

あおもりプラごみゼロ宣言

県内におけるプラスチックごみの削減及び資源循環に向けた県民の行動をより一層促進するため、2020（令和2）年5月に「あおもりプラごみゼロ宣言」を行いました。

職員のみなさんも、7つの行動を意識して、1つずつできることからライフスタイルの見直しをお願いします。

あおもりプラごみゼロ宣言

海に囲まれた自然豊かな青森県で暮らす私たちは、そこからたくさんの恵みを受けています。

しかし今、私たちの暮らしを便利にしてきたプラスチックが、ごみとして海に流れ出ていることによって、美しい景色や生き物たちに様々な影響を及ぼしています。

地球環境を守り、未来の子どもたちに自然豊かな青森県を引き継いでいくためにも、私たち一人ひとりがこの問題を「自分のこと」として捉え、行動する時です。

私たちは、これまでのライフスタイルを見直すとともに、私たちが今でできることを実践し、プラスチックごみゼロを目指します。

私たちができる7つの行動

- 1 外出時にマイバッグを持ち歩く習慣を
- 2 詰め替え用やリサイクル素材のものなど、環境にやさしい商品選び
- 3 賢く使おうマイボトル
- 4 使い捨て製品はできるだけ使わない
- 5 使用後は正しく分別、リサイクル
- 6 ボイ捨ては絶対しない
- 7 清掃活動への参加など、みんなで地域をきれいに



令和2年5月
もったいない・あおもり県民運動推進会議
会長 青森県知事 三村 申吾

(2) 紙類の使用量の抑制

各個人での取組
・ 内部資料の軽微なミスの修正は手書きで行い、再コピーはしない。 ・ 資料は、できる限り1枚にまとめることを徹底する。 ・ 片面使用済み用紙の使用、両面印刷、両面コピーを徹底する。 ・ 集約印刷（2アップ印刷）を取り入れる。 ・ コピー終了後は、クリアボタンを押すなどし、ミスコピーの防止に努める。 ・ 庁内での照会・回答文書のかがみ文、FAX送信状は、可能な限り省略する。 ・ 全庁LANの利用等、電子メディアによるペーパーレス化を図る。 ・ 会議の規模などに応じ、プロジェクター等を活用して、紙の使用量を抑制する。 ・ 印刷物の作成に当たっては、ホームページへの掲載等により、部数を必要最小限に抑制する。 ・ 職員対象の会議等では、資料用封筒は使用しない。 ・ 庁内往復文書等で封筒を使用する際は、使用済封筒を用いる。 ・ ファイリング用品は、ラベルを貼り替えて繰り返し使用する。
所属での取組
・ 必要以上に資料を「作らない、渡さない、求めない」を徹底する。 ・ 余白処理等による簡易決裁を推進する。 ・ 個人ごとの資料保管をやめ、可能な限り資料の共有化を図る。 ・ 片面使用済み用紙の回収ボックスの設置等により、同用紙の再使用を徹底する。 ・ コピー機用の紙トレイのうち1カ所は、片面使用済み用紙の専用トレイとする。 ・ 使用済みポスターは、名刺等に再利用する。 ・ 配送された印刷物で不要なものについては、発送元に送付の中止を要請する。

(3) 廃棄物の削減及び適正処理の推進

各個人での取組
・ 古紙類については、両面使用済みコピー用紙、新聞、段ボール、ミックス系古紙（雑誌・雑紙）、機密文書の分別を徹底する。 ・ 不開示情報等の記載があるページのみを機密文書として廃棄する。
所属での取組
・ 定期的な点検・整備、修繕等により備品等の長期使用を図る。 ・ 不用品がある場合は、庁内LAN等により他所属へ情報提供し、有効利用を図る。 ・ 機器の導入は、リース又はレンタル契約によるなど、効率の良い利用を推進する。

- ・ 執務室のごみ箱は、必要最小限とし、紙類やプラスチック類の不用意な廃棄を減らす。
- ・ パソコンや家電などを廃棄する場合は、資源有効利用促進法や家電リサイクル法等に基づき適正に処分する。
- ・ 業務用エアコンや冷凍冷蔵機器を廃棄する場合は、フロン排出抑制法に基づき適正にフロン類の回収を行った上で、廃棄物処理法に基づき適正に処分する。
- ・ 机や椅子、キャビネットなどを廃棄する場合は、産業廃棄物又は一般廃棄物のどちらに該当するかを確認した上で、廃棄物処理法に基づき適正に処分する。
- ・ 庁舎管理者が作成する「ごみ分別手順書」のポイントについて、執務室内に掲示するなどして、職員の理解を図る。

庁舎管理所管所属での取組

- ・ ごみ分別手順書の内容を定期的に確認し、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 廃棄物の排出量を把握し、減量に努める。
- ・ 資源物については、庁舎内に回収ボックスを設置し、分かり易い分別表示を行う。
- ・ 古紙類については、古紙回収業者に引き渡し、機密文書についても、資源化できる事業者へ処理委託するよう努める。

コラム

古紙の分別

コピー用紙やポスター、チラシだけでなく、使用済み封筒、ティッシュの空き箱（ビニル製の取出口を除く）、文房具・お菓子の空き箱なども、「雑紙」としてリサイクルできます。ゴミ箱に捨てる前に、分別ルールを確認しましょう。

県が令和元年度に実施したごみの組成分析調査では、可燃ごみ中に資源化できる紙類が、事業系ごみで 15.5%含まれています。古紙リサイクルはリサイクル率アップのポイント！

なお、本庁舎では、機密文書は有償でリサイクルしていますが、それ以外の古紙は売却しています。

機密文書として排出する前に、分別の徹底をお願いします。

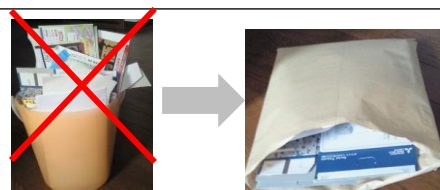
（参考）本庁舎古紙売却と機密文書リサイクル経費（2021（令和3）年度実績）

古紙売却 1 k g あたり 7.04円の「収入」

機密文書処理 1 k g あたり 19.81円の「支出」

（×：起案の一部のみに不開示情報等があるにもかかわらず、その起案をまとめて機密文書として廃棄するなど）

○：不開示情報等が含まれるページのみ機密文書として廃棄する）



雑紙はゴミ箱に捨てずに、使用済み封筒や紙袋にまとめて、リサイクルへ。

(4) 節水対策

各個人での取組

- ・ 食器洗いや歯磨き時は、水を出しっぱなしにしない。
- ・ 公用車の洗車は、ホースの水を出しっぱなしにせず、バケツに水をためて行う。

庁舎管理所管所属での取組

- ・ 自動水栓や節水コマ等の節水器具を積極的に導入するとともに、配管等の水漏れ点検を定期的を実施する。
- ・ トイレ洗浄用水の節水を進めるため、必要に応じて流水音発生装置を設置する。
- ・ 雨水利用設備の導入により、水利用の合理化・再利用化を図る。

3 個別事業（公共土木施設※の維持管理事業）における省エネルギー、省資源対策

公共土木施設の維持管理事業でエネルギー・資源の使用を伴う場合は、計画段階から省エネルギー、省資源を十分考慮するとともに、実施段階においても、必要に応じて実施マニュアルを作成するなど、省エネルギー、省資源に努めます。

※ 公共土木施設：公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条で規定する河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園の各施設。

4 県有施設の建築、管理に当たっての配慮

(1) 県有施設の新築・改修を行う場合は、「青森県環境調和建築設計指針」（2003（平成15）年3月策定）に基づき、可能な限りライフサイクルにわたる環境負荷と運用コストの縮減を図ります。

青森県環境調和建築設計指針における「環境調和建築の4つの理念」

- 1 地球にやさしい施設づくり — 環境負荷（資源消費とCO₂等の排出）の低減
- 2 地域にやさしい施設づくり — 敷地周辺の景観、生活環境、生態系、水環境の保全
- 3 ひとにやさしい施設づくり — 良好な室内環境の確保と環境教育
- 4 財政にやさしい施設づくり — ライフサイクルコストと初期投資の抑制

(2) 県有施設の管理に当たっては、ファシリティマネジメントの考え方に基づいて全庁的な利用調整を行い、施設の保有総量縮小、効率的利用及び長寿命化の取組を進め、県有施設の管理運営の最適化を図ることにより、環境負荷の軽減に努めます。

(3) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき、県有施設におけるエネルギーの使用の合理化を推進するため、「青森県管理施設省エネルギー推進要綱」（知事部局）等により、総合的なエネルギー管理、エネルギーを消費する設備の計画的な更新、目標達成に向けた総合的な調整などを行います。

5 地球にやさしい公共事業の実施

公共事業を実施する場合は、周辺環境への影響が少ない工法の採用、再生建築材の使用、建築副産物の再利用等、発注者として計画段階から施工時まで環境への配慮に努めます。

6 イベントにおける環境への配慮

イベントを実施する場合は、計画段階から当日の運営に至るまで環境負荷の低減に努めるとともに、来場者に対しても、環境への配慮を呼び掛けます。

【具体的取組例】

- ・ チラシや資料は、必要部数を精査し、無駄のないように用意する。
- ・ 会場の選定に当たっては、公共交通機関の利用を考慮するとともに、公共交通機関の利用による来場を呼び掛ける。
- ・ プラスチック製のストローなどの提供を控えるほか、リユース食器の利用を検討する。
- ・ 必要に応じて分別回収ボックスを設置し、廃棄物のリサイクルに努める。
- ・ 来場者にごみの持ち帰りを呼び掛ける。
- ・ 会場内の温度・照明・音響等を適正に管理し、省エネルギーに努める。
- ・ グリーン電力証書制度※の活用を努める。

※ グリーン電力証書制度：再生可能エネルギーで作った電気が持つ「環境価値」を「証書」化して取引することで、発電した住宅には自家消費分の相応額が還元されるとともに、企業・行政等は、証書の購入を通じて環境貢献が図られる制度。

7 物品やサービスの調達に当たっての配慮

（１）グリーン購入

物品やサービスを調達する場合は、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけではなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入（グリーン購入）します。

具体的な調達の方針等については、別に策定する「青森県環境物品等調達方針」に定めます。

（２）青森県認定リサイクル製品の使用

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例第9条第1項に基づき、青森県リサイクル製品認定制度により認定された製品を優先的に選択します。また、その製品の普及に努めます。

青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例（抜粋）

（認定リサイクル製品の調達等）

第9条 県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に選択するよう努めるものとする。

青森県リサイクル製品認定制度

県では、リサイクル製品の使用を推進し、資源の循環的な利用、廃棄物の減量化及びリサイクル産業の育成を図ることを目的として、2005（平成 17）年 3 月に「青森県リサイクル製品認定制度」を創設しました。

本制度では、県内から発生する循環資源を原材料としたリサイクル製品のうち、一定の基準を満たす製品を県が認定しており、廃棄物の溶解スラグを使用した各種コンクリート製品など、様々な製品が認定を受けています。



青森県リサイクル製品認定マーク

8 職場以外の日常生活における環境への配慮

職場以外でも、職場と同様、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量・リサイクル等に努めます。

また、地域等の環境保全活動（清掃活動や廃棄物の減量・リサイクル活動等）への積極的な参加に努めます。

Ⅶ 計画の推進と点検・評価・見直し

1 計画の推進体制

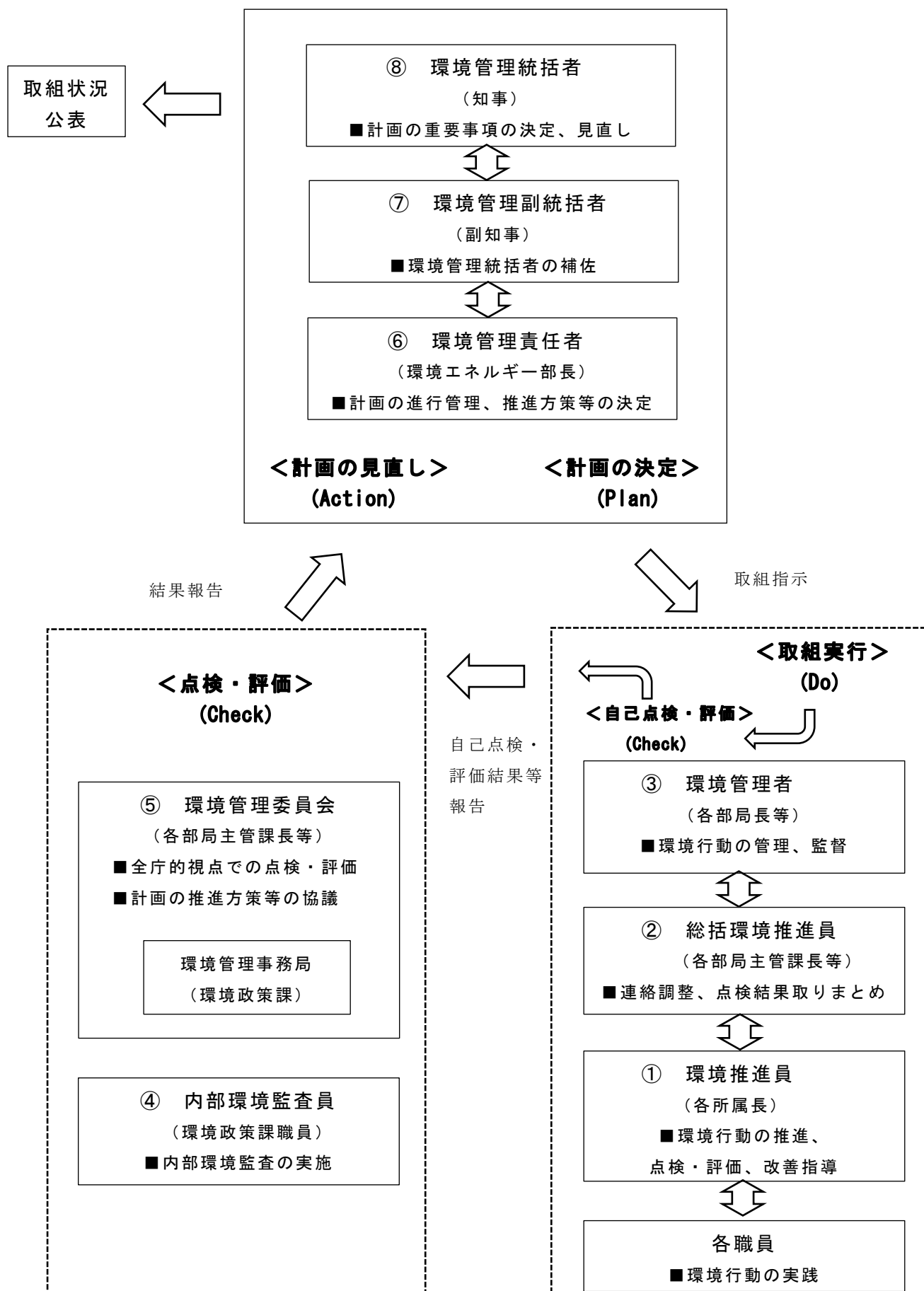
- ① 環境推進員（各所属長）は、所属内の環境行動を推進し、その取組状況について点検・評価を行い、その結果を踏まえ必要に応じて職員に改善を指示します。
また、点検・評価の結果を総括環境推進員（各部局主管課長等）に報告します。
- ② 総括環境推進員（各部局主管課長等）は、各部局等における連絡調整及び点検結果の取りまとめを行います。
また、環境管理委員会の委員として、各所属における点検・評価結果について全庁的視点で点検・評価を行うとともに、計画の推進方策等について協議します。
- ③ 環境管理者（各部局長等）は、部局等内における環境行動の管理、監督を行うとともに、各所属で点検・評価した結果を環境管理責任者（環境エネルギー部長）に報告します。
- ④ 内部環境監査員（環境政策課職員）は、各所属の取組が計画の基本方針及び具体的取組に基づき適切に実施されていることを確認するため内部環境監査を実施し、その結果を環境管理責任者（環境エネルギー部長）に報告します。内部環境監査に関し必要な事項は別に定めます。
- ⑤ 環境管理委員会は、次に掲げる者で構成し、各所属における点検・評価結果について全庁的視点で点検・評価を行うとともに、計画の推進方策等について協議し、その結果を環境管理責任者（環境エネルギー部長）に報告します。

委員長 環境エネルギー部次長

委員 人事課長、財政課長、総合政策課長、こどもみらい課長、
地域交通・連携課長、健康医療福祉政策課長、経済産業政策課長、
観光政策課長、農林水産政策課長、監理課長、防災危機管理課長、
総務企画課長、出納局会計管理課長、病院局運営部長、
議会事務局次長、教育庁教育政策課長、警察本部施設装備課長、
人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長、
監査委員事務局次長

- ⑥ 環境管理責任者（環境エネルギー部長）は、計画の進行管理を行うとともに、見直しが必要となる計画の重要事項について、環境管理統括者（知事）に報告します。
また、環境管理委員会からの計画の推進方策等に関する報告を踏まえ、必要に応じて計画の推進方策等を決定し、その内容を環境管理者（各部局長等）に指示します。
- ⑦ 環境管理副統括者（副知事）は、環境管理統括者（知事）を補佐します。
- ⑧ 環境管理統括者（知事）は、計画の継続的な改善を図るため、計画に関する重要事項の決定及び見直しを行い、その結果を環境管理責任者（環境エネルギー部長）に指示します。

【PDCAサイクル】



2 計画の点検・評価

(1) 各所属における点検・評価 (26 ページ表中①)

① 環境行動について

環境推進員(各所属長)は、別に定める「地球にやさしい青森県行動プラン点検・評価マニュアル」(以下「マニュアル」という。)で規定する「環境行動『自己チェックシート』(職員用)」(様式1)、「環境行動『チェックシート』(所属用)」(様式2)及び「取組状況報告書」(様式4)の1により、職員及び所属における環境行動について、点検・評価を行います。

環境推進員(各所属長)は、点検・評価結果を踏まえ、必要に応じて職員に改善を指示します。

② 庁舎管理における温室効果ガス削減対策、3R及び省資源の推進について

庁舎管理を所管する環境推進員(所属長)は、マニュアルで規定する「取組状況チェックシート」(様式3)及び「取組状況報告書」(様式4)の2により、庁舎管理における温室効果ガス削減対策、3R及び省資源の推進について、点検・評価を行います。

環境推進員(所属長)は点検・評価結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じます。

③ 個別事業(対象:公共土木施設の維持管理事業)における温室効果ガス削減対策、3R及び省資源の推進について

対象となる個別事業を所管する環境推進員(所属長)は、マニュアルで規定する「取組状況報告書」(様式4)の3により、個別事業における温室効果ガス削減対策、3R及び省資源の推進について点検・評価を行います。

環境推進員(所属長)は、点検・評価結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じます。

④ 重点的取組の取組状況について

庁舎管理を所管または公用車を保有(リース・レンタルを含む)する環境推進員(所属長)は、マニュアルで規定する「取組状況報告書」(様式4)の4により、重点的取組の取組状況について点検・評価を行います。

環境推進員(所属長)は点検・評価結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じます。

⑤ エネルギー等使用状況について

環境推進員(各所属長)は、マニュアルで規定する「エネルギー等使用状況一覧表」(様式5)により、所属におけるエネルギー等使用量を定期的に記録し、前年度との比較結果等を踏まえ、必要に応じて職員に改善を指示します。

また、マニュアルで規定する「エネルギー等使用状況実績報告書」(様式6)により年間のエネルギー等使用実績量を把握します。

⑥ 環境関連法令等の順守状況について

(ア) 順守の記録

庁舎・施設（設備）の維持管理業務及び医療・検査・分析・実習業務等を所管する環境推進員（所属長）は、これら業務について環境関連法令、条例、協定等（以下「環境関連法令等」という。）の規制対象の有無を確認し、規制対象となる業務がある場合は、マニュアルで規定する「環境関連法令等の順守状況報告書」（様式 7）の 1 により、環境関連法令等の順守状況について、点検・評価を行います。

なお、上記の業務のうち、「貯油施設の管理」、「PCB 廃棄物の保管」、「その他所属が特に必要と認めるもの」の 3 業務については、環境に著しい影響を及ぼす可能性のある業務（緊急事態対象業務）として規定し、これらの業務を所管する環境推進員（所属長）は、緊急事態発生時の環境への影響を最小限にするための緊急事態対応計画書を作成するとともに、その計画書に従い、緊急事態に備えた訓練を年 1 回以上実施します。

(イ) 不適合事項の是正処置

上記（ア）の業務を所管する環境推進員（所属長）は、適用法令等の規定に抵触する事態（以下「不適合」という。）が生じた場合は、速やかに是正処置を行うとともに、「環境関連法令等の順守状況報告書」（様式 7）の 2 に是正処置の内容等を記録します。

（２）内部環境監査の実施（26 ページ表中④）

内部環境監査員（環境政策課職員）は、各所属の取組が計画の基本方針及び具体的取組に基づき適切に実施されていることを確認するため内部環境監査を実施し、その結果を環境管理責任者（環境エネルギー部長）に報告します。内部環境監査に関し必要な事項は別に定めます。

（３）全庁的な点検・評価（26 ページ表中⑤）

環境管理委員会は、各所属における点検・評価結果について全庁的視点で点検・評価を行うとともに、計画の推進方策等について協議し、その結果を環境管理責任者（環境生活部長）に報告します。

3 計画の決定及び見直し

（１）計画の推進方策等の決定（26 ページ表中⑥）

環境管理責任者（環境エネルギー部長）は、環境管理委員会の報告内容を踏まえ、必要に応じて計画の推進方策等を決定し、その内容を環境管理者（各部局長等）に指示します。

(2) 計画の重要事項の決定及び見直し (26 ページ表中⑧)

環境管理統括者(知事)は、計画が引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にし、継続的な改善を図るため、計画の重要事項の決定及び見直しを行います。

4 職員に対する研修等

環境管理事務局(環境政策課)は、職員及び職場の環境保全意識の向上を図るため、職員研修等を実施します。

- 1 環境問題及び環境関連法令等に関する研修等を実施します。
- 2 環境に関するセミナーや講演会等の情報を提供します。
- 3 地域等の環境保全活動に参加しやすい職場環境づくりに努めます。

5 実施状況の公表

計画の推進状況については、毎年度、環境白書及び県ホームページにより公表します。